

会津大学の授業料の免除等に関する規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、会津大学の授業料等に関する規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、会津大学及び会津大学短期大学部の授業料等（以下「授業料等」という。）の免除及びその納入の猶予について必要な事項を定めることを目的とする。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく修学支援新制度（以下「修学支援新制度」という。）に関する必要な事項については、当該法律及び法律施行令、施行規則その他文部科学省の関係通知等を準用するほか、この規則に定めるところによる。

(免除の方法及び額)

第2条 授業料等の免除は、規程別表第2に規定する授業料等の納入期限（以下「納入期限」という。）ごとに、当該納入期限において納入すべき授業料等の額について、免除を受けようとする者の申請に基づいて行うものとする。

2 授業料等を免除することができる額は、納入期限において納入すべき授業料等の額の全部、3分の2に相当する額、3分の1に相当する額又は4分の1に相当する額とする。ただし、第4条第1項第2号の場合には授業料等の額の全部又は2分の1に相当する額とする。

(納入の猶予の方法及び期間)

第3条 授業料等の納入の猶予は、納入期限ごとに、当該納入期限において納入すべき授業料等について、納入の猶予を受けようとする者の申請に基づいて行うものとする。

2 授業料等の納入を猶予することができる期間は、当該納入の猶予に係る事由が消滅するものと認められる期間内で理事長が決定する期間とする。ただし、授業料については、その期間は、当該年度を越えることはできない。

(免除の要件)

第4条 授業料等の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、学業優秀であると認められる者とする。

(1) 入学後、学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けるに至った場合

(2) 学費負担者が天災、火災その他の災害により著しく損害を受けた場合

(3) 前二号に掲げる場合のほか、特に授業料等を免除する必要があると認められる場合

2 一般学生の入学検定料若しくは入学料又は第一学年に入学した者に係る入学した年度の5月31日（会津大学大学院に秋季入学した者にあつては、11月30日）（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納入すべき授業料（以下「第1学年前期分の授業料」という。）については、前項の規定にかかわらず、免除しない。ただし、特に一般学生の入学検定料若しくは入学料又は第1学年前期分の授業料を免除する必要があると認められる場合は、この限りでない。

(納入の猶予の要件)

第5条 授業料の納入の猶予を受けることができる者は、次の各号に掲げる場合の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀であると認められる者とする。

(1) 入学後、学費負担者が生活保護法による生活扶助を受けるに至った場合

(2) 学費負担者が天災、火災その他の災害により著しく損害を受けた場合

(3) 学費負担者の収入が季節的にあるものである場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、特に授業料の納入を猶予する必要があると認められる場合

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(激甚災害の特例)

第6条 第4条第1項又は前条第1項に定める者のほか、入学検定料、入学料又は第1学年前期分の授業料（以下「入学検定料等」という。）の免除又は納入の猶予を受けようとする者の学費負担者が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害（当該入学検定料等の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により損害を受けた者で、経済的理由により入学検定料等の納入が困難であると認められるものは、入学検定料等の免除又は納入の

猶予を受けることができる。

(免除等の申請手続)

第7条 授業料等の免除又は納入の猶予を受けようとする者は、入学検定料免除(納入猶予)申請書(様式第1号の1)、入学料免除(納入猶予)申請書(様式第1号の2)又は授業料等免除(納入猶予)申請書(様式第1号の3)に、次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。ただし、修学支援新制度を申請する者の申請書については授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(様式第2号)、継続を行うものについては授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書(様式第3号)を提出する。理事長が特に必要ないと認めるときは、第1号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 学費負担者の経済状況調書(様式第4号)

(2) 第4条第1項、第5条第1項又は前条に掲げる者であることを証するに足りる関係官公署の長の証明書

(3) 修学支援新制度を利用する者は、申請していることが確認できる書類

2 理事長は、前項各号に掲げるもののほか、必要があると認める書類の提出を求めることがある。

3 第1項及び前項に掲げる書類は、理事長が別に定める日までに提出しなければならない。ただし、真に止むを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない。

(免除等の決定及び通知)

第8条 理事長は、前条の規定により授業料等の免除又は納入の猶予若しくはその期間の延長の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により授業料等の免除又は納入の猶予若しくはその期間の延長をすべきであると認めるときは、当該免除すべき額又は納入の猶予若しくはその延長すべき期間を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(事由消滅届)

第9条 被免除者等は、当該免除又は納入の猶予に係る事由が消滅したときは、授業料免除(納入猶予)事由消滅届(様式第5号)により、理事長に届け出なければならない。

(額又は期間の変更)

第10条 理事長は、前条の規定により授業料の免除又は納入の猶予に係る事由の消滅の届け出があったときは、授業料の免除の額又は納入の猶予の期間を変更することがある。

2 理事長は、前項の規定により授業料の免除の額又は納入の猶予の期間を変更したときは、その旨を被免除者等に通知するものとする。

(免除等の決定の取消し)

第11条 理事長は、授業料等の免除又は納入の猶予を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該免除又は納入の猶予の決定を取り消すことがある。

(1) 申請書その他の書類等の内容に虚偽の記載があったとき。

(2) 懲戒処分を受けたとき。

(3) 修学支援新制度を利用している場合、修学支援新制度の定める廃止理由に該当したとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、学則または学則に基づく規程等に違反したとき

附 則

この規則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は2020年4月1日から施行する。

附 則

この規則は2022年4月1日から施行する。

附 則

この規則は2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は2024年4月1日から施行する。